

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS(太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security)／平和資料協同組合  
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp  
●編集責任者 梅林宏道  
●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者:平和資料協同組合

毎月2回1日、  
15日に発行。  
1996年4月23日第三種郵便物認可

58 97/12/1

¥100

マレーシア国連決議案

## 日本は委員会で棄権投票

### 日本のねらいは米核戦略の防衛か

前号で報告した「核兵器禁止条約の早期締結につながる交渉を1998年に開始することを求めるマレーシア決議案について、国連総会第1委員会の投票が、11月10日に行われた。決議は賛成103、反対26、棄権24、無投票32で採択された。日本は昨年同様、棄権投票を行った。表向きは、「兵器用核分裂物質の生産禁止を求める条約(カットオフ条約)」が先だという理由を述べているが、これは理由にならない。本心は米国の核抑止体制を守ろうという狙いをもつものであると考えられる。

#### 投票結果

日本は、昨年同様、決議全体(前号2ページに全文)に対して棄権投票を行った。しかし実際には、投票はもう少し複雑な方法で行われた。投票は決議案の3つの部分について個々に賛否を問う投票と、全体の賛否を問う投票の合計4回に分けて行われた。昨年も3回に分けて行われたが、それは全体への投票だけでは、国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見に対する各国の態度を十分に反映できないというカナダなどの主張を反映したものであった。4回の投票結果を2ページに表にした。

1. 決議の前文第10段落についての投票  
前文第10段落とは「軍縮会議(CD)が、具体的な時間枠をもって核兵器を完全廃棄するための段階的計画について交渉を開始する必要性を強調し」という内容である。日本は棄権した。

2. 主文第1段落についての投票  
主文第1段落とは「1.『厳密で効果的な国際間理の下でのあらゆる分野にわたる核軍縮につながるような交渉を誠実

に行い、完了させる義務がある』という国際司法裁判所の全員一致の結論の重要性を再び強調しながら確認する」という内容である。これはもっと多くの国に支持された段落であり、日本も賛成した。

#### 3. 主文第2段落についての投票

主文第2段落とは「2.核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移転、威嚇、使用を禁止し、その廃棄を規定するような『核兵器禁止条約(NWC)』の早期締結

につながる交渉を1998年に開始することによって、すべての国がただちにこの義務を履行するように再び要求する」という内容であり、決議全体の核心部分である。日本はこれに棄権した。

#### 4. 全体としての決議案についての投票

決議草案の全体に対する投票であり、前述したように日本は棄権した。昨年の国連総会における投票結果が、賛成  
2ページ下段へつづく →◆

## ロシアも未臨界実験

11月14日を前後して、各紙はロシアが米国の了解のもとに未臨界実験を行っていることを明らかにした。未臨界実験の実験場として、核実験場ノバヤゼムリア島を使っていることも、米国がネバダ核実験場を使っているのと類似している。ロシアは96年に2回、97年に2回(数回との報道も)行ったとの報道がある。

広島市、長崎市をはじめ多くの非核自治体や市民団体は、ロシアに対する抗議を集中させた。

未臨界実験は、核兵器開発の初期から行われてきた核実験の一形態である。

それ自身、高度な技術を示すものであるとは言えない。米国の場合、未臨界実験の継続は膨大な「備蓄核兵器管理計画(SSMP)」の一部であり、かつてなかったような精緻な計画のもとに核兵器の物理現象の解明にのり出す新しい意味をもっている。その知識は、新型兵器の開発にも役立つ。

ロシアが、どのような計画をもっているのか明かではない。

ロシアの未臨界実験が明らかになったことで、危惧されていた包括的核実験禁止条約の信頼性の低下が深まった。●

# マレーシア決議案、国連第1委員会での投票結果

1997年11月10日

国名	(全 体) 前 文 1 主 文 2	y=賛成 n=反対 a=棄権 -=無投票	前文=前文第10段落 主文1=主文第1段落 主文2=主文第二段落
アフガニスタン	y y y y	エルサルバドル	y y y y
アルバニア	n n y n	エリトリア	y y y y
アルジェリア	y y y y	エストニア	a a y n
アンドラ	n n y n	エチオピア	y y y y
アンゴラ	y y y y	フィジー	y y y y
アンティグア・バーブーダ	y y y y	フィンランド	a a y a
アルゼンチン	y a y a	フランス	n n n n
アルメニア	a - y a	ガボン	y y y a
オーストラリア	a n y a	グルジア	a a a a
オーストリア	a a y a	ドイツ	n n y n
アゼルバイジャン	a - y a	ガーナ	y y y y
バハマ	y y y y	ギリシャ	n n y n
バーレーン	y y y y	グアテマラ	y y - y
バングラデシュ	y y y y	ギニア	y y y y
バルバドス	y y y y	ギニアビサウ	y y y y
ベラルーシ	a a y a	ガイアナ	y y y y
ベルギー	n n y n	ハイチ	y y y y
ベニン	a a y a	ホンジュラス	y y y y
ブータン	y y y y	ハンガリー	n n y n
ボリビア	y y y y	アイスランド	a n y n
ボツワナ	y y y y	インド	y y y y
ブラジル	y y y y	インドネシア	y y y y
ブルネイ	y y y y	イラン	y y y y
ブルガリア	n n a n	アイルランド	y y y a
ブルキナファソ	y y y y	イスラエル	n n n n
カメルーン	y y y y	イタリア	n n y n
カナダ	n n y n	ジャマイカ	y y y y
チリ	y a y y	日本	a a y a
中華人民共和国	y - y y	ヨルダン	y y y y
コロンビア	y y y y	カザフスタン	a a y a
コートジボアール	y y y y	ケニア	y y y y
クロアチア	a n y n	クウェート	y y y y
キューバ	y y y y	キリギスタン	a a a a
キプロス	a a y a	ラオス	y y y y
チェコ	n n y n	ラトビア	a n y n
北朝鮮	y y y y	レバノン	y y y y
デンマーク	a n y n	リベリア	y y y y
ジブチ	y y y y	リビア	y y y y
ドミニカ共和国	y y y y	リヒテンシュタイン	a a y a
エクアドル	y y y y	リトアニア	a n y n
エジプト	y y y y	ルクセンブルグ	n n y n
			マダガスカル
			マラウイ
			マレーシア
			モルディブ
			マリ
			マルタ
			マーシャル諸島
			モーリシャス
			メキシコ
			モナコ
			モンゴル
			モロッコ
			モザンビーク
			ミャンマー
			ナミビア
			ネパール
			オランダ
			ニュージーランド
			ニジェール
			ナイジェリア
			ノルウェー
			オマーン
			パキスタン
			パナマ
			パプアニューギニア
			パラグアイ
			ペルー
			フィリピン
			ポーランド
			ポルトガル
			カタール
			コンゴ共和国
			韓国
			モルドバ
			ルーマニア
			ロシア
			セントルシア
			サモア
			サンマリノ
			サウジアラビア
			シエラレオネ
			シンガポール
			スロバキア
			スロベニア
			ソロモン諸島
			南アフリカ
			スペイン
			スリランカ
			スードン
			スリナム
			スワジiland
			スウェーデン
			シリア
			タイ
			マケドニア
			トーチ
			トリニダードトバゴ
			チュニジア
			トルコ
			トルクメニスタン
			ウガンダ
			ウクライナ
			アラブ首長国連邦
			連合王国
			タンザニア
			アメリカ合衆国
			ウルグアイ
			ウズベキスタン
			ベネズエラ
			ベトナム
			ザンビア
			ジンバブエ

## 合計

- ◆全体  
y:103 n:26 a:24 無:32
- ◆前文第10段落のみ  
y:99 n:34 a:17 無:35
- ◆主文第1段落のみ  
y:139 n:5 a:9 無:32
- ◆主文第2段落のみ  
y:96 n:34 a:23 無:32

◆◀1ページからつづく

115、反対22、棄権32、無投票16であった(本誌第36・37号)のと比較すると、無投票を除く投票数のうち賛成は昨年68%であったのに対して、今年の第1委員会での賛成率は67%である。

拘束力のない国連決議の場合、決議の賛成率の増加が世論の圧力を強化するうえで重要であり、反核NGOは総会に向けて働きかけを強めている。

## 日本政府の主張への反論

日本政府の棄権投票の理由が、林暘(はやしあきら)軍縮大使の演説として伝えられた(4ページに訳出)。核兵器禁止条約(NWC)にいたる交渉の開始よりも、より現実的なカットオフ(兵器用核分裂物質の生産禁止)条約の交渉開始を、というのが

その主張である。

まず論理のレベルの問題として、この議論にはごまかしがある。つまり、マレーシア決議はNWCにつながる交渉の開始を求めているのであって、一足跳びにNWCができるとは考えておらず、段階的な努力の全体を見通すようなプランを持つことを提唱しているのである。日本政府のいう「一歩一歩の前進をかちとる」主張と矛盾するものではない。交渉の第1段階としてカットオフ条約を位置づけることができるはずである。昨年、そのような理解を明確にするために、この「つながる」という表現が草案にわざわざ導入された経緯がある。ニュージーランドは、この理解によって昨年も今年も賛成票を投じた。

より本質的な反論としては、カットオフ条約に当面の課題を集約する考え方

は、核軍縮の促進に有効ではない。核保有国、とくに米国は、すでに過剰な核兵器用核分裂物質を保有しており、カットオフ条約は軍縮圧力を作るためにほとんど役立たない。包括的核実験禁止条約(C TBT)ができても未臨界実験など新型実験によって、核兵器国が核兵器技術を高度化していることから生まれている不信感を、カットオフ条約はいっそう増幅させることになるであろう。

それでもカットオフ条約が有効な意味を持つためには、核保有国に現在持っている核分裂物質の計量の全面公開と今後の国際査察を義務づけ、将来の監視の基礎を築くことが考えられる。日本政府がカットオフ条約で何を達成しようとしているのか、明らかではない。

(梅林宏道)M

# 全米科学アカデミー報告書 「アメリカの核兵器政策の将来」

解説：山田英二（金沢大学名誉教授、核軍縮研究会）

この報告書は全米科学アカデミーの「国際安全保障と軍備管理に関する委員会(CISAC)」(委員長：ジョン・P・ホルドレン、ハーバード大学科学と国際問題センター教授)によって作成された。全米科学アカデミーは政府機関ではないが、アメリカ議会の要請によって政府に対する勧告を行う権限を法的に与えられており、今回の報告もそのような正式の勧告である。委員会は20名の自然学者、国際政治学者、技術者からなっており、その中には3名の将官級のもと軍人を含んでいる。

この報告は平和運動の側から出されたものではなく、委員会にはアメリカ政府の政策決定者に接触のある人々をも含んでいる。しかし、アメリカ政府の核政策とくらべればはるかに望ましい方向のものであり、アメリカの良識を代表するものといえよう。

## ◆核兵器体制の現状と核抑止

戦略核兵器削減条約(START)Ⅰによる措置は進行中である。ロシアはまだSTARTⅡを批准していないが、本年3月のヘルシンキ・サミットでは、戦略核弾頭のさらなる削減が合意されている。また戦術核弾頭の配備も大幅に削減された。さらにこの間、核実験停止、核兵器照準政策の変更、核分裂物質の生産停止が実際に実現された。

このような意味では核軍拡競争は終わったが、まだ核兵器からの安全が確かに成了ったわけではない。大量の核兵器が残されており、NATOは「最後の手段」として核兵器を使用する戦略を変更していないし、ロシアは核兵器の第一不使用宣言を撤回した。このような状況では、誤解や偶発事故による核戦争発生の可能性は残っていると言わざるをえない。核戦争を防ぐためには、米ロ以外の公然、非公然の核兵器国も核軍縮の動きに引き込む必要があり、さらに核不拡散のために非核国の協力が不可欠であるが、そのためには核不拡散条約(NPT)無期限延長の交換条件であった核兵器国側の軍縮努力が不可欠である。

核抑止はこれまでのアメリカの戦略の基礎であった。しかし核抑止戦略はディレンマと危険性を含んでいる。核抑止は抑止が失敗して攻撃された場合にも信頼できる対抗策のある場合にのみ成功

の可能性がある。しかし効果的な反撃力の構築は相手側からは攻撃準備と受けとられるおそれがあり、これは緊張を高め軍拡競争、ひいては偶発戦争をもたらすことにもなりかねない。またある国が核抑止力保持の必要性と権利を主張するならば、他の国々も同様の必要性と権利を主張することを助長し、核拡散をひきおこすことになる。

このような観点からこの報告では、当面核兵器が存在している状況下では、核抑止戦略を維持するものの、核抑止力の機能を核攻撃とそれによる脅迫に対抗するという「中心的な機能(コア・ファンクション)」に限定することを主張している。つまり現在のように非核兵器国による攻撃に対しても核兵器で反撃するという戦略は放棄しようということである。他の核兵器国に対しても同じ態度をとるように説得し、そのなかで国際環境が核抑止を必要としない方向に向かうことを期待するとしている。

## ◆核軍縮の二面計画

本報告は、核政策の変化のための二面作戦を提唱している。第一面は短・中期的な目標をもった軍縮プランである。核抑止をその中心的機能に限定するならば、当然核軍縮はさらに進めることができる。それはまず米ロ二国間の協力によって進め、削減がかなり進行した段階では、米ロ以外の公然、非公然の核兵器国をもこの軍縮過程に加えていく必要が生じる。短・中期的計画では、米ロが戦略核弾頭をおのおの2,000発程度から、戦術兵器を含む全核弾頭の数を1,000発まで削減する。それとともに核兵器の運用方針もより攻撃的でないものに変更する。たとえば、核兵器の第一不使用宣言、非核地帯の無条件尊重など。さらに

## 全米科学アカデミー 「アメリカの核兵器政策の将来」

### 要約

- なぜ核兵器政策を変えるのか
- 現在の核兵器政策
- 段階的制約の体制
- 核兵器の禁止

付録A: 委員の横顔

B: 核戦力の増減(資源保護評議会作成のグラフ)

冷戦時代と異なり、奇襲攻撃を防ぐことが第一義的ではないので、核戦力の警戒水準を下げることができるところを述べている。このなかで、民需用、特に再処理されたプルトニウムを含む核分裂物質に関する国際的な透明性と安全性が不可欠である。軍事用核分裂物質の生産を禁止する、いわゆるカットオフ条約はその一環である。少ない数の核弾頭が核抑止の役割を果たしうるためには弾道ミサイル防衛体制が存在していくはならない。すなわちABM条約の役割は重要である。

核政策の変化をもたらす第二面の計画は、長期的なとり組みである。それは、核兵器保有が自国および世界の安全保障にとってもや必要とされないような国際環境を育て上げてゆくという課題である。

## ◆核兵器の禁止

報告は最終的には核兵器のない世界の実現を構想している。しかし、ここでよく使われる「核兵器廃絶」(eliminate or abolish)などの言葉は用いず、「核兵器禁止」(prohibit)という表現を用いている。それは核兵器をなくすことはできても、核兵器を作るための知識は残るからである。

核兵器のない世界が望ましいものである理由を、次の三点に要約している。(1)核兵器が使われる可能性を事実上なくすることになる。たとえ核兵器国がまた再武装を試みたとしても、それには今日の核兵器使用のように、分、秒で測られるものではなく、年、月で測られるような時間を必要とすることになる。(2)核拡散の危険が減少する。(3)最近の国際司法裁判所の勧告で示された核兵器使用の非合法性の判断を定着させることになる。

一方、核兵器禁止体制にも危険がある。(1)欺瞞、または公然たる脱退によつ

て崩壊するおそれがある。これを防ぐためには核兵器禁止を含むもっと大きな国際的安全保障体制が必要とされる。(2)核兵器の存在が大国間の戦争を抑えてきたという議論もある。しかし現在では核兵器と無関係に戦争の発生を抑える条件が生まれてきている。また核兵器をつくり出せる可能性の存在が戦争の発生を抑止する効果があるとも考えられる。

核兵器禁止のための前提条件が満たされれば最終的な禁止への道は、いろいろ困難はあるにしても、見いだしうると主張して、報告はいくつかの具体的経過を考察している。結論として委員会は、核兵器禁止が望ましいものであるとしめくっている。結語部分の訳は次のようにになる。

『委員会は、核兵器の地球的な禁止がもたらす恩恵は、それに伴う危険に比較してきわめて魅力的なものであると結論する。したがって、核兵器禁止が望ましく可能なものになるに必要な条件を研究したり育成したりことに、より多くの関心が払われるよう保証すべきである。』

## 日誌

1997.11.6~11.20

(作成:笠本丘生)

ASEAN=東南アジア諸国連合/CTBT=包括的核実験禁止条約/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/UNSCOM=国連大量破壊兵器廃棄特別委員会

- 11月8日 KEDO提供の軽水炉総建設費、49~54億ドルに。先月末のKEDO理事会で大筋合意。日本分担は10億ドル程度の見通し。
- 11月8日 イラク・ラマダン副大統領、国連安保理に、査察終了と経済制裁解除を求める。
- 11月10日 マレーシア決議案、国連総会第1委員会で採択。日本は棄権。(本号参照)
- 11月10日 イラクのUNSCOM米国人メンバー立ち入り拒否で米、偵察機U2による監視再開。
- 11月10日 国連アナン事務総長、イラク・アジズ副首相と会談。UNSCOMの米人査察官排除方針の撤回などを求めるが、イラク側態度変わらず。
- 11月10日 口安全保障会議前環境安全委員長のヤブロコフ氏、同国に計700の携帯核存在と語る。スーツケース型のほか、より強力な別タイプも。
- 11月11日 米英、対イラクの追加制裁盛り込む決議案を安保理非公式会合に提出。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加、協力しました。

笠本丘生(平和資料協同組合)、飯田治子(平和資料協同組合)、山田英二(核軍縮研究会)、梅林宏道

はやしあきら

# 林暘軍縮大使の態度表明

議長、ありがとうございます。

「核兵器による威嚇とその使用的合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見」と題する文書A/C.1/52L.37の決議草案についての日本の立場を説明したいと思います。

議長。

以前にも説明しました通り、悲しむべき被爆体験を持つ日本は、比類のない人間の苦しみを生み出す核兵器が、二度と使用されることがないよう心から望んでおります。そして、核兵器のない世界に向かってたゆみない努力がなされるべきであると強く信じるところであります。

人類に対する破壊と死傷をもたらす核兵器の巨大な破壊力ゆえに、核兵器の使用は、国際法に思想的な基礎を与えていた人道の精神に明らかに反するものであると、日本は信じます。

この決議草案が述べているICJの勧告的意見は、問題の複雑さを示しています。

したがって、私たちはこの勧告的意見が、核兵器の使用についての国際社会の法的見解にもたらす意味あいについて、注意深く吟味したいと思います。

核軍縮を追求し、それに関する交渉を誠意をもって締結する義務が存在しているというICJの裁判官たちの一致した意見を、私たちは支持します。核不拡散と核軍縮の分野でたゆみない一歩一歩の前進をかちとるために具体的な措置をとらなければならないということを、日本は強く信じるものであります。

これとの関連におきまして、私たちは次のように信じています。つまり、この草案が求めているように核兵器禁止条約の締結にいたる交渉を1998年中に始めるというのではなく、1995年に採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目的」が述べているとおり、国際社会はカットオフ条約についての交渉をできるだけ早く開始することがもっと重要であります。カットオフ条約こそは、包括的核実験禁止条約が成功裡に締結されたのにつづくべき現実的措置であります。

このような理由から、日本は全体としての決議草案L.37を支持することはできません。

議長、ありがとうございます。

(訳:梅林宏道) M

●11月11日 ASEAN、マニラで事務レベル協議、五核保有国が東南アジア非核地帯条約議定書調印確約すれば、同地域での核兵器使用、威嚇禁じた部分削除との意見で一致。

●11月11日付 日政府、原発機器の対中輸出、事実上解禁の方針固める。米中間の原子力平和利用協定解除の見通し受けた措置。

●11月12日 国連安保理、イラクに査察の全面協力求め、関係するイラク政府高官らの国外渡航禁止する制裁決議を全会一致で可決。

●11月12日 未臨界核実験、口も実施と判明。原子力省高官明かす。昨年、今年それぞれ2回ずつ完了。(本号参照)

●11月13日 イラク、UNSCOM米査察官の即時国外退去命令。バトラー同委員長、査察官の大半撤収を決定。国連安保理、イラク非難の議長声明全会一致で採択。

●11月13日 米政府当局者、口がCTBT調印後「未臨界核実験の継続」を米に通告と明かす。

●11月13日 広島・平岡市長、口未臨界核実験に対し強く抗議するコメント発表。

●11月13日 共産党、米解禁文書から、沖縄への核兵器持ち込みなど認める日米両政府間の密約示唆する複数の文書発見と発表。

●11月14日 長崎・伊藤市長、口未臨界核実験に抗議し、中止を求める談話発表。

●11月17日 日本提出の「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議案」、国連総会第一委員会で採択。核保有5カ国すべて賛成は初。

●11月17日 広島・藤田知事、口未臨界核実験の

中止を求める要請文をエリツィン大統領に送付。廿日市・山下市長も実験の即時中止を求める抗議文を口大使館に。

●11月18日 ロ・プリマコフ外相、イラクのUNSCO M査察拒否問題で「現在の危機的状況回避する特別なプログラム」が完成と語る。

●11月18日 ロ戦略ロケット軍のヤコブレフ司令官、財政難で2005年まで近代的核防御システム維持不可能と指摘。

●11月20日 イラク、米査察官含めUNSCOMの査察受け入れを決定。ロの調停安全面支持の意向を表明。



## 読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。